

戸籍電子証明書提供用識別符号の取得方法等について

令和 7 年 9 月 26 日

1. 戸籍電子証明書提供用識別符号（以下「識別符号」といいます。）とは、16 桁で構成されるパスワードであり、旅券又は証明のオンライン申請時に入力いただくことで、書面による戸籍謄本等の提出に代えることができます。詳細は[こちら](#)をご覧ください。
2. 識別符号は、ご本人はもとより、配偶者、父母、子、祖父母、孫等の方でも、日本の市区町村窓口であれば原則どこでも取得可能（有料）ですが、必要書類等の詳細は、取得希望先の自治体にあらかじめお尋ねください。ご本人又は同一戸籍内の配偶者・父母・子等の方が、所定のマイナンバーカード（文末の注を参照）をお持ちであれば、無料で[マイナポータル](#)からも取得できます。（取得方法は[こちら](#)。）
3. 例えば、ご家族の方が市区町村窓口又はマイナポータルにて識別符号を取得いただき、その符号をメール等にて申請者に連絡し、これをオンライン申請時に入力いただくことも可能です。
4. 識別符号の有効期間は発行から 3 か月です。また、当館に各種申請を行う際には、申請を行う時点で、申請日の翌開館日から起算して 5 開館日以上、識別符号の残存有効期間が必要です。ご注意ください。
5. 識別符号は、有効期間内であれば、同一戸籍内の方で何回でも使用することができるため、各種証明をまとめて申請する場合等は、1 通を取得いただければ結構です。

注 マイナポータルとは、オンライン上で行政手続き等を行うための、日本政府公式のウェブサイトです。署名用電子証明書暗証番号（6 桁～16 桁の英数字によるパスワード）を設定したマイナンバーカードをお持ちの 15 歳以上の方であれば、マイナポータルにログインし、識別符号を取得することができます。